

小学校3年生までのお子さま

平成22年7月1日診療分～平成28年3月31日診療分まで

【助成内容】

クリーム色の受給者証を交付し、通院及び入院医療費自己負担分の全額を助成します。

※ 容器代や入院時の差額ベッド代・食事代等は、助成の対象になりません。

※ 日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けられる場合は、医療費助成の対象になりません。

対象年齢	愛知県内	愛知県外
	入通院	入通院
0歳～小学校3年生まで	現物給付	償還払い

※ 現物給付とは・・・払い戻しの申請等を行うことなく、医療の給付を受けることです。医療機関窓口で受給者証を提示する事により、保険診療による自己負担はなしとなります。

(1) 愛知県内で受診した場合

医療機関の窓口で、「子ども医療費受給者証（クリーム色）」と「健康保険証」を提示すると、保険診療による医療費の自己負担分が全額助成され、窓口負担はありません。

(2) 愛知県外で受診した場合

受給者証は、使えませんが医療機関の窓口で自己負担分をお支払いください。後日、市役所窓口へ払い戻しの申請をしてください。

注意：領収書の有効期間は、医療費を支払った日の翌日から5年間です。5年経過した領収書は、払い戻しの対象となりませんのでご注意ください。

(3) 医師が治療上必要と認めた治療用装具（コルセット等）を購入した場合

費用の全額をいったんお支払いいただき、保険者負担分（8割分 or 7割分）は、加入中の健康保険に請求してください。数か月後、加入中の健康保険から支給決定通知が届きますので、受け取った後、市役所窓口へ申請してください。保険診療による自己負担分を払い戻します。